

別表第3 事業所内保育事業（定員19人以下（小規模保育事業A型の基準が適用される事業所））（保育認定）

地区区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤		従業員待の子 どもの場合 ⑦	待遇改善等加算（区分1及び区分2）					
				保育標準時間認定			保育短時間認定		保育標準時間認定			
				基本分単価 ⑥	（注1）		基本分単価 ⑥	（注1）	加算率（注2） （a） （注1）	（b） （注1）	（c） （注1）	
10/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	414,300	(502,810)	402,850	(491,270)	+ 4,020 (4,900) × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 3.2（c） (3.1（c）))	3,910 (4,790) × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 3.1（c） (3.0（c）))			
			乳児	502,810		491,270		+ 4,900 × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 3.1（c）)	4,790 × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 3.0（c）)			
		3号	1、2歳児	231,110	(319,530)	226,300	(314,720)	+ 2,190 (3,070) × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 3.1（c） (3.0（c）))	2,140 (3,020) × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 3.0（c） (2.9（c）))			
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	319,530		314,720		+ 3,070 × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 3.0（c）)	3,020 × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 2.9（c）)			
			乳児	182,880	(271,300)	179,840	(268,260)	+ 1,710 (2,590) × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 3.0（c） (2.9（c）))	1,680 (2,560) × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 2.9（c） (2.9（c）))			
		3号	1、2歳児	271,300		268,260		+ 2,590 × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 2.9（c）)	2,560 × (加算率 （a） + 加算率 （b） + 2.9（c）)			

地区区分	定員区分	認定区分	年齢区分	運営施設を設定期間の場合は、 食事の提供について自園施設又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合	管理者を配置していない場合			土曜日に閉所する場合			定員を通常に超える場合			
					(⑨)	(⑩)	施設改善等加算(区分1及び区分2) 加算率(注2)	(a)	(b)	(c)	月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合(右欄の場合を除く。)	全ての土曜日を閉所する場合
10/100 地域	5人まで	3号	1、2歳児 乳児	5,080 - (⑨)(⑩) +⑧+⑨ × 9/100	100,530 + 1,000 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 0.9 (c))	-	(((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 1/100	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 3/100	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 4/100	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 5/100	(⑨~⑩) × 58/100	(⑨~⑩) × 47/100		
	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	2,110 - (⑨)(⑩) +⑧+⑨ × 8/100	41,880 + 410 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 0.9 (c))	-	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 1/100	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 3/100	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 4/100	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 6/100	(⑨~⑩) × 81/100	(⑨~⑩) × 81/100		
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児	1,330 - (⑨)(⑩) +⑧+⑨ × 8/100	26,450 + 260 × (加算率 (a) + 加算率 (b) + 0.9 (c))	-	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 1/100	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 3/100	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 4/100	((6又は7)+⑧ + (9又は9') + + (10又は10') + + (11+12)) × 6/100	(⑨~⑩) × 81/100	(⑨~⑩) × 81/100		

加算部分2

処遇改善等加算（区分3）	<p>(算式1)</p> <p>以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。</p> <p>・処遇改善等加算（区分3）-① $49,060 \times \text{人数A}$</p> <p>・処遇改善等加算（区分3）-② $6,130 \times \text{人数B}$</p>					<p>※1 各月初日の利用子どもの単価に加算</p> <p>※2 人数A及び人数Bについては、別途通知する。</p> <p>※3 利用定員が6人以上の場合には（算式1）を適用し、利用定員が5人以下の場合には（算式2）のA又はBのいずれかとする。</p>	
	<p>(算式2)</p> <p>A：処遇改善等加算（区分3）-① $49,060 \div \text{各月初日の利用子ども数}$</p> <p>B：処遇改善等加算（区分3）-② $6,130 \div \text{各月初日の利用子ども数}$</p>						
冷暖房費加算	1	級 地	1,950	4 級 地	1,350	<p>※以下の区分に応じて、各月の単価に加算</p> <p>1級地～4級地：寒冷地手当法別表に規定する1級地～4級地に該当する地域</p> <p>激変緩和地域：改正法による改正前の寒冷地手当法別表に規定する4級地に該当する地域であって、改正法による改正後の寒冷地手当法に掲げる地域以外の地域</p> <p>その他地域：1級地～4級地及び激変緩和地域以外の地域</p>	
	2	級 地	1,740	激 变 緩 和 地 域	1,020		
	3	級 地	1,710	そ の 他 地 域	120		
除雪費加算	㉔	6,510			※3月初日の利用子どもの単価に加算		
降灰除去費加算	㉔	164,780 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算		
施設機能強化推進費加算	㉕	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算		
栄養管理加算	A	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分2） $(79,950 + 790 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)} + 8.4 \times \text{加算率(c)}))$ $\div \text{各月初日の利用子ども数}$			<p>※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算</p> <p>A：Bを除き栄養士等を雇用契約等により配置している施設</p> <p>B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士等を兼務している施設</p> <p>C：A又はBを除き、栄養士等を嘱託等している施設</p>	
	B	基本額	処遇改善等加算（区分1及び区分2） $(50,000 + 500 \times (\text{加算率(a)} + \text{加算率(b)}))$ $\div \text{各月初日の利用子ども数}$				
	C	基本額	$10,000 \div \text{各月初日の利用子ども数}$				
第三者評価受審加算	㉖	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			※3月初日の利用子どもの単価に加算		
運営継続支援臨時加算	㉗	50,000 ÷ 令和8年1月初日の利用子ども数			※令和8年1月初日の利用子どもの単価に加算		

（注1）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

（注2）処遇改善等加算（区分1及び区分2）の加算率において、（a）は第1条第17号の基礎分における職員1人当たりの平均経験年数の区分に応じた割合、（b）は同条第18号の賃金改善分における職員1人当たりの平均経験年数の区分及び特定教育・保育、特別利用保育、特定利用教育、特定地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件（令和7年こども家庭庁告示第4号）附則第3条において読み替えて適用する第1条第19号のキャリアパス要件分に応じた割合、（c）は同条第18号の賃金改善分における別表第2又は別表第3に規定する割合をいう。